

第110回 定時株主総会 招集ご通知



私たちは、住友精化のケミストリーで、
地球と人々の暮らしが直面する課題を
解決していきます

株主総会の来場記念品(お土産)のご用意はございません。
ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社では本株主総会において「ハイブリッド参加型バー
チャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いた
だくことなく、インターネットの手段を用いて、株主総会
当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただけま
す。視聴方法等の具体的な内容については、本冊子に記載
のご案内をご確認いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

2023年6月23日(金曜日)午前10時
(開場 午前9時30分)

開催場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友ビル11階大会議室

議決権行使期限

2023年6月22日(木曜日)午後5時

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

 **住友精化株式会社**
SUMITOMO SEIKA CHEMICALS CO., LTD.

証券コード 4008

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
第110回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、
ご挨拶申し上げます。

当社グループは、「私たちは、住友精化のケミストリーで、地球と人々の暮らしが直面する課題を解決していきます」をパーパスステートメントとして掲げ、事業活動を通じて社会へ貢献していくことを目指しております。

本年4月、当社グループは、2025年度までの新たな3ヶ年中期経営計画への取り組みを開始いたしました。地政学リスクの高まりや資源・エネルギー価格の乱高下、金融・為替市場の動向など、事業環境が不確実性を増している中ではありますが、本計画の重点施策である「事業構造の強靱化」、「研究開発の結実」、「徹底した合理化」、「サステナビリティへの取り組み深化」を着実に実行し、当社グループの持続的な発展に繋げてまいりたいと存じます。

また、コーポレート・ガバナンスの更なる強化や、企業情報の適切な開示と株主の皆様との建設的な対話に引き続き努めてまいります。株主の皆様におかれましては今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

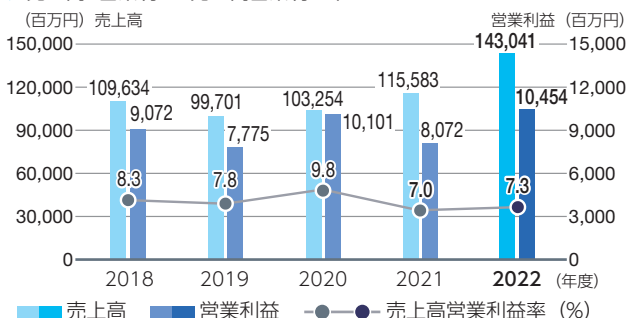
2023年6月

住友精化株式会社
社長 **小川 育三**

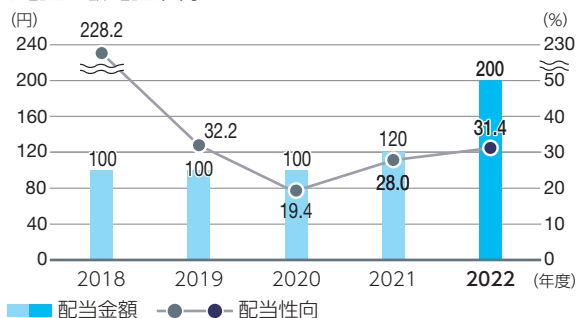
▶ 財産および損益の状況の推移

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益	純資産	総資産
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
第109期 (2022年3月期)	115,583	8,072	8,915	5,895	429円10銭	81,905	121,274
第110期 (2023年3月期)	143,041	10,454	10,929	8,592	636円83銭	86,661	126,651

▶ 売上高・営業利益・売上高営業利益率



▶ 配当金額・配当性向



剰余金の配当について

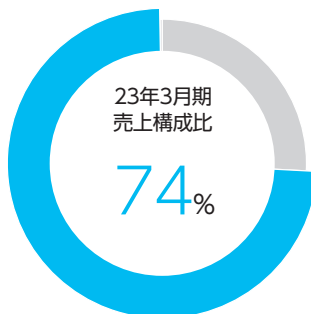
当期(2023年3月期)の期末配当につきましては、1株につき前期(2022年3月期)の60円から40円増配の100円として実施させていただくことといたしました。これにより、中間配当(1株につき100円)を含めました当期の年間配当は1株につき200円(前期年間配当120円)となっております。

事業別概況

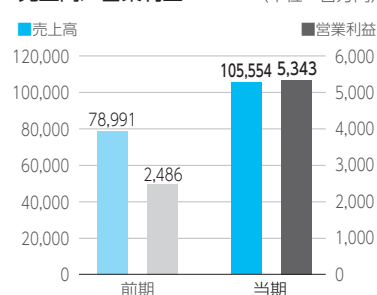
吸水性樹脂

主要製品

吸水性樹脂(紙おむつや生理用品などの衛生材料、ペットシート、ケーブル用止水材などの工業用材料)



売上高／営業利益 (単位：百万円)

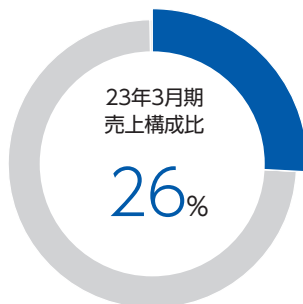


当事業では、売上高は1,055億5千4百万円(前期比33.6%増)、営業利益は53億4千3百万円(前期比114.9%増)となりました。これは原燃料価格上昇分の販売価格への転嫁や為替の影響などによるものであります。

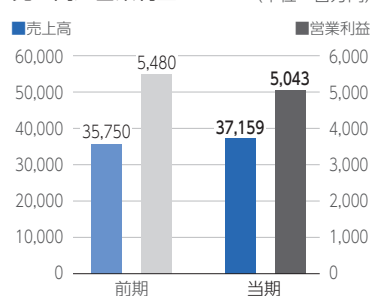
機能マテリアル

主要製品

水溶性ポリマー、エマルジョン、微粒子ポリマー、医薬製品、機能製品、エレクトロニクスガス、標準ガス、工業薬品、医療用ガス、ケミカルガス、酸素・窒素・水素等のガス発生装置(PSA方式)など



売上高／営業利益 (単位：百万円)



当事業では、売上高は371億5千9百万円(前期比3.9%増)、営業利益は50億4千3百万円(前期比8.0%減)となりました。売上高はコスト上昇分の販売価格への転嫁や為替の影響などにより増収となりましたが、営業利益は年度後半の半導体市況の悪化によりエレクトロニクスガスの販売数量が減少したことや、原燃料価格の上昇などにより減益となりました。


当社グループは上記事業のほか、製造受託事業等を行っております。当事業では、売上高は3億2千6百万円(売上構成比0.2%)、営業利益は6千2百万円となりました。

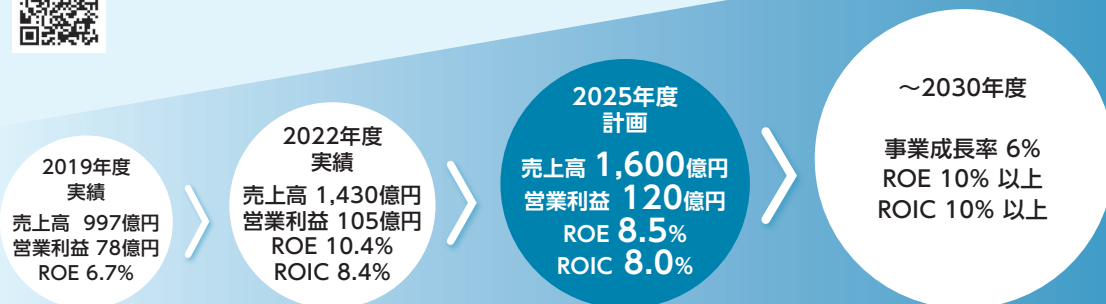
トピックス

TOPICS 1

新中期経営計画（2023～2025年度）がスタートしました

本計画では、重点施策として「事業構造の強靱化」、「研究開発の結実」、「徹底した合理化」、「サステナビリティへの取り組み深化」の4項目に取り組みます。2025年度の業績目標は、売上高1,600億円、営業利益120億円、当期純利益85億円としております。

 詳しい内容につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。
https://www.sumitomoseika.co.jp/ir/ir_plan/



事業構造の強靱化

- ・アジアを中心とする市場成長に対応した吸水性樹脂設備の建設
- ・エレクトロニクスガスの更なる事業拡大

研究開発の結実

- ・開発が進捗している吸水性樹脂新製品の上市
- ・重点テーマへのリソース集中によるエネルギー分野・電子材料分野の開発加速

徹底した合理化

- ・吸水性樹脂の製造プロセス改善工事の完了と効果の発現、更なる合理化策の検討と実行
- ・機能マテリアル既存製品の徹底した合理化
- ・基幹業務システム刷新による業務プロセス改善
- ・デジタル技術を活用した生産活動の革新による生産性向上と研究開発の高度化

サステナビリティへの取り組み深化

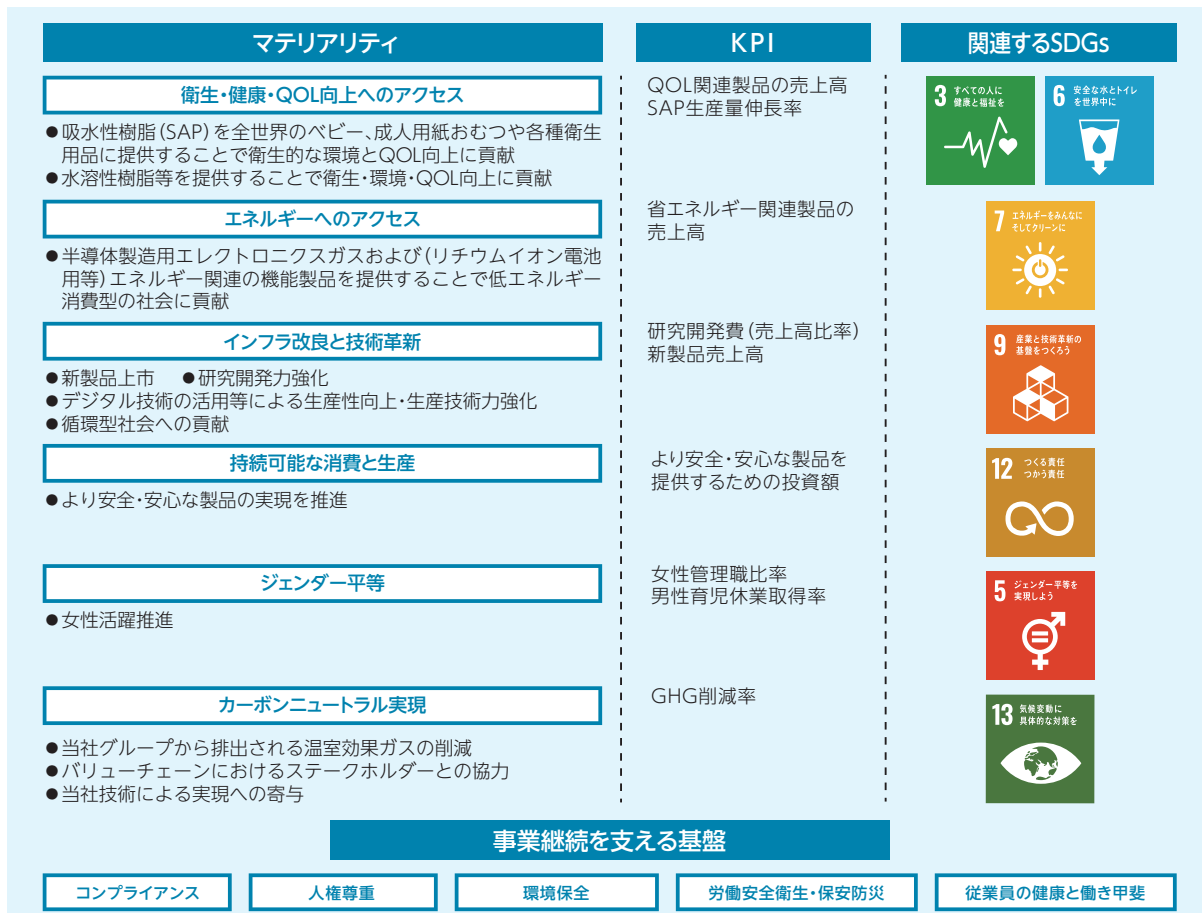
- ・カーボンニュートラル実現などマテリアリティへの取り組み
- ・サプライチェーン等におけるステークホルダーとの協働を通じた取り組み

サステナビリティ：マテリアリティとKPIについて

当社グループは、世界共通の目標であるSDGsの課題に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献することを目指しています。

昨年、SDGsの課題解決に当社グループがどのように貢献していくのかを明確にするため、6項目の「マテリアリティ」を決定しました。今後、その取り組み状況を以下のKPIに基づいてお知らせしてまいります。

併せて、当社グループの「事業継続を支える基盤」5項目を定め、その充実に不断に取り組んでいくことといたしました。



証券コード4008
2023年6月2日
(電子提供措置の開始日2023年5月31日)

株 主 各 位

兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の1
住友精化株式会社
社 長 小 川 育 三

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第110回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sumitomoseika.co.jp/ir/kabunusisokai/>



また、上記のほかインターネット上の東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名または証券コード（住友精化/4008）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、7頁の案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（開場 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビル11階大会議室
3. 目的事項
 - 報告事項
 - (1) 第110期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 - (2) 会計監査人および監査等委員会の第110期連結計算書類監査結果報告
の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 当社では本株主総会において「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただくことなく、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただけます。視聴方法等の具体的な内容については、9～10頁をご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内



》 株主総会にご出席いただく場合

開催日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。なお、株主でない代理人や同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。



》 書面にて行使いただく場合

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。なお、議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



》 インターネット等にて行使いただく場合

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時入力分まで

議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙の裏面左下に記載された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。詳細は次頁をご参照ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

- ・インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合（パソコンとスマートフォンで重複してなされた場合を含む）は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・議決権行使書郵送による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。

インターネットによる開示について

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。

書類の送付内容について

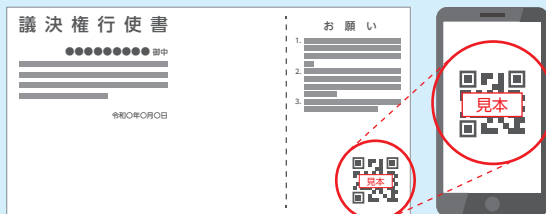
- ・書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- ・書面交付請求された株主様には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

インターネット等による議決権行使についてのご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙の裏面左下に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

インターネットによる議決権行使の操作方法に関してご不明な点につきましては、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル



0120-652-031 (受付時間午前9:00～午後9:00)

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

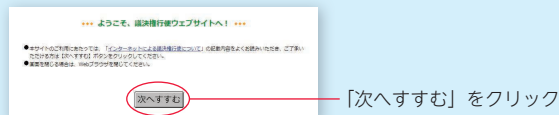
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

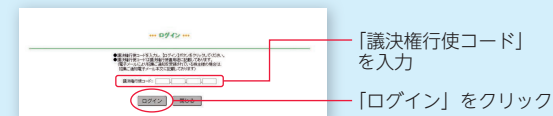
右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



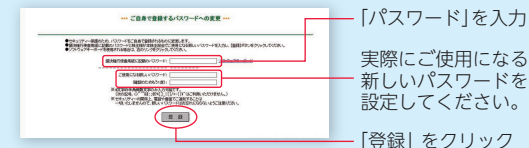
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会ライブ配信のご案内

インターネットを用いて株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信にてご視聴いただける「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」についてご案内いたします。

配信日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

なお、ライブ配信ウェブサイトは、開始時刻30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

ライブ配信の視聴方法

以下のURLまたはQRコードにアクセスいただき、ライブ配信視聴用の特設ページにアクセスいただきますようお願いいたします。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

ライブ配信の視聴用特設ページ >> <https://4008.ksoukai.jp>



- ※ライブ配信の視聴にあたっては、事前のご予約や、ID、パスワード等は不要です。
- ※株主総会当日までの間、上記特設ページにアクセスいただいても、開催日時等が記載された確認用のページが表示されますが、特にご視聴いただけるものはありません。ライブ配信が開始される株主総会当日の午前9時30分頃以降にアクセスください。
- ※ライブ配信を視聴される株主様は、当日議決権行使を行うことはできないため、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただきますようお願いいたします。

●ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ先

ライブ配信の視聴に関してご不明な点がある場合は、当社までお問い合わせください。なお、つぎの事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ①インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ②株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続障害、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

当社連絡先 住友精化株式会社 総務人事室 TEL：06-6220-8508

※株主総会当日は、専用のコールセンターをご用意いたしますので、以下の番号までお電話をお願い申し上げます。

株式会社ブイキューブ TEL：03-6833-6211（受付時間：株主総会当日午前9時から終了時刻まで）

事前質問の受付についてのご案内

株主総会にあたり、株主の皆様からご質問をお受けいたします。以下のご案内にしたいご質問をお寄せいただけますようお願いいたします。

なお、ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

受付期間 >> 2023年6月5日（月曜日）午前10時から2023年6月20日（火曜日）午後5時まで

受付方法

WEB



①以下の事前質問受付ページに、アクセスください。

事前質問受付ページ>> <https://4008jizen.ksoukai.jp>

②IDおよびパスワードをご入力の上、ログインください。

ID：議決権行使書用紙等に記載されている株主番号（9桁の半角数字）

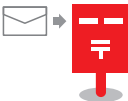
パスワード：株主様のご登録住所の郵便番号（ハイフンを除いた7桁の半角数字）

（注）2023年3月末時点でのご登録住所の郵便番号

③質問入力フォームが表示されますので、質問内容をご入力し、内容ご確認の上、送信してください。



郵送



上記受付期間終了までに下記宛先に到着するようにご郵送ください。

〒541-0041 大阪市中央区北浜四丁目5番33号（住友ビル）
住友精化株式会社 総務人事室

その他の注意事項

- ①ライブ配信の視聴にあたって、参加場所およびインターネットの通信環境につきましては、ご自身でご用意いただく必要がございます。また、通信料等もご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。
- ②事前質問受付用のIDおよびパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ③ご出席株主様が写らないよう配慮いたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございます。ご出席株主様のご発言も音声として配信されますので、個人情報等にご注意くださいますようお願い申し上げます。
- ④ライブ配信の実施にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。仮に、このような通信障害等が生じた場合であっても、一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤当社がやむを得ないと判断した場合、配信内容を一部変更または中止とさせていただきます場合がございます。
- ⑥システム障害等の緊急事態や事情変更への対応等、配信運営に変更が生じる場合には、当社ホームページ（<https://www.sumitomoseika.co.jp/>）においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況（率）
1	小川 いくぞう 再任 小川 育三	代表取締役社長 社長執行役員 サステナビリティ推進統括	13回中13回 (100%)
2	はま たに かず ひろ 再任 濱谷 和弘	代表取締役 専務執行役員 総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長	13回中13回 (100%)
3	むら こし まさる 再任 村越 傑	取締役 常務執行役員 機能マテリアル部門統括、機能マテリアル事業部長	13回中13回 (100%)
4	とう や たけ ひろ 再任 東 矢 健 宏	取締役 常務執行役員 吸水性樹脂部門統括	13回中13回 (100%)
5	まち だ けんいちろう 再任 町田 研一郎	取締役 常務執行役員 経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長	13回中13回 (100%)
6	しげ もり たか し 再任 重 森 隆 志	取締役（非業務執行）	13回中11回 (85%)
7	み うら くに お 新任 社外 独立 三浦 州 夫	社外取締役（監査等委員）	13回中12回 (92%)

候補者番号 | 1

お がわ いく ぞう
小川 育三 1957年2月5日生

再任



所有する当社株式数
9,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	住友化学工業株式会社入社	2018年6月	当社代表取締役社長 社長執行役員
2010年4月	同社執行役員技術・経営企画室（技術・研究開発）、事業化推進室担当、事業化推進室部長	2021年6月	当社代表取締役社長 社長執行役員技術、知的財産、研究統括
2012年4月	同社常務執行役員技術・経営企画室（技術・研究開発）、事業化推進室、知的財産部、生産技術センター、有機合成研究所、生物環境科学研究所、筑波開発研究所、先端材料探索研究所、有機EL事業化室担当	2021年12月	当社代表取締役社長 社長執行役員サステナビリティ推進、技術、知的財産、研究統括
2016年4月	同社専務執行役員技術・研究企画、知的財産、工業化技術研究所、生物環境科学研究所、先端材料開発研究所統括	2022年6月	当社代表取締役社長 社長執行役員サステナビリティ推進、技術、知的財産統括
2018年4月	当社顧問	2023年1月	当社代表取締役社長 社長執行役員サステナビリティ推進統括（現在に至る）

選任理由

住友化学株式会社において技術・研究開発・事業化推進に携わり、同社において、技術・研究開発部門を統括した経験を有しております。2018年に当社社長に就任し、その後、すべての事業が成長を牽引する事業構造へ転換するため中期経営計画を推進し、当社の企業価値向上の陣頭に立ってまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 2

はま たに かず ひろ
濱谷 和弘 1959年3月7日生

再任



所有する当社株式数
6,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2019年11月	取締役常務執行役員法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長
2005年6月	精密化学品事業部機能製品部長	2020年6月	取締役常務執行役員総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長
2007年10月	機能化学品事業部部長		セイカテクノサービス株式会社代表取締役社長
2008年6月	総務人事室部長	2021年6月	代表取締役専務執行役員総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長（現在に至る）
2012年6月	理事総務人事室部長		
2013年6月	執行役員総務人事室長		
2015年6月	取締役執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長		
2017年6月	取締役常務執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長		

選任理由

製品の生産、販売、研究に携わった後、人事部門を担当した経験を有しております。2015年に取締役に就任し、総務人事、法務、内部監査および物流購買を統括し、人財の育成、コンプライアンスの推進、コーポレート・ガバナンスの強化などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者番号 | 3

むら こし まさる
村越 傑 1958年12月28日生

再任



所有する当社株式数
7,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2016年6月	取締役執行役員情報システム統括、経理企画室長
2005年1月	台湾住精科技(股)有限公司総経理	2018年6月	取締役常務執行役員ガス部門統括
2007年6月	機能樹脂事業部業務部長	2021年2月	取締役常務執行役員ガス部門統括、ガス事業部長
2007年10月	機能化学品事業部業務部長	2022年6月	取締役常務執行役員機能マテリアル部門統括、機能マテリアル事業部長（現在に至る）
2008年4月	経理部長		
2012年8月	経理企画室部長		
2015年6月	理事経理企画室長		

選任理由

台湾の子会社や当社事業部門の経営管理に携わり、また、当社経理企画部門を担当した経験を有しております。2016年に取締役に就任し、情報システムおよび経理企画部門を統括した後、2022年からは機能マテリアル部門統括として、高品質な製品の生産、顧客ニーズを的確に捉えた販売活動などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者番号 | 4

とう や たけ ひろ
東矢 健宏 1961年4月25日生

再任



所有する当社株式数
3,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年5月	当社入社	2015年5月	吸水性樹脂事業部営業部長
2008年4月	吸水性樹脂事業部部長	2015年6月	理事吸水性樹脂事業部長兼営業部長
2010年2月	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド Managing Director	2016年6月	執行役員吸水性樹脂事業部長
2010年6月	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド Managing Director 兼 スミトモ セイカ アジア パシフィック プ ライベート リミテッド Managing Director	2020年6月	取締役常務執行役員吸水性樹脂部門 統括、吸水性樹脂事業部長
		2021年3月	取締役常務執行役員吸水性樹脂部門 統括（現在に至る）

選任理由

当社海外子会社において、吸水性樹脂の製造および販売に携わった後、当社吸水性樹脂事業部において、製品開発や販売を担当いたしました。2020年に当社取締役役に就任し、吸水性樹脂部門統括として、高品質な製品の生産、顧客ニーズを的確に捉えた販売活動などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 5

まち だ けん いち ろう
町田 研一郎 1963年1月29日生

再任



所有する当社株式数
6,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	住友化学工業株式会社入社	2017年4月	当社経理企画室部長
2009年6月	同社内部統制推進部長	2017年6月	当社理事経理企画室部長
2010年4月	同社内部統制・監査部長	2018年6月	当社取締役執行役員情報システム統括、経理企画室長
2012年3月	同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼技術・経営企画室部長（中国戦略）	2020年6月	当社取締役執行役員経理企画、情報システム統括、経理企画室長
2012年10月	同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼中国事業室部長	2021年1月	当社取締役執行役員経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長
2014年6月	同社秘書部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長（現在に至る）
2015年4月	同社総務法務室部長（秘書）兼総務法務室部長（渉外）		
2016年4月	同社愛媛工場副工場長兼大江工場総務部長		

選任理由

住友化学株式会社において内部統制、経営企画、総務、経理など幅広い業務に携わった経験を有しております。2018年に当社取締役に就任して以来、情報システム、経理企画、業務改革部門統括を務め、社内ITインフラ整備による生産性向上、情報セキュリティの強化、適正な会計、経営計画の立案などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 6



所有する当社株式数
0株

しげ もり たか し
重森 隆志 1958年10月3日生

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	住友化学工業株式会社入社	2019年4月	同社専務執行役員企画、経営管理、IT推進、経理、財務統括
2009年7月	同社ラービグ計画業務室部長兼石油化学業務室部長	2019年6月	同社取締役専務執行役員企画、経営管理、IT推進、経理、財務統括
2010年2月	ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー出向	2020年4月	同社取締役専務執行役員経営企画、IT推進統括
2012年4月	同社執行役員ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー従事	2021年6月	同社専務執行役員経営企画、IT推進統括 当社取締役（非業務執行）（現在に至る）
2016年4月	同社常務執行役員	2023年4月	住友化学株式会社顧問（現在に至る）
2017年4月	同社常務執行役員企画部、経営管理部、石油化学業務室担当	2023年6月	稲畑産業株式会社取締役（就任予定）
2018年4月	同社常務執行役員企画部、経営管理部、IT推進部担当		

選任理由

住友化学株式会社において、主に企画等の管理部門の業務に従事するとともに、シンガポール、サウジアラビア（ラービグ計画）での延べ約20年に及ぶ海外勤務を経験、その後同社執行役員として、経営企画、IT推進、経理など、管理部門を統括してまいりました。また、2021年に当社取締役役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいていることから、当社経営の監督を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 7

み うら く に お
三浦 州夫 1953年2月13日生

新任 社外 独立



所有する当社株数

0株

在任期間

社外取締役（監査等委員）

2年

社外監査役

11年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	裁判官任官	2008年6月	旭情報サービス株式会社社外監査役（現在に至る）
1988年3月	裁判官退官	2010年6月	当社社外監査役
1988年4月	弁護士登録 清木尚芳法律事務所勤務	2020年6月	株式会社神戸製鋼所社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
1997年4月	河本・三浦法律事務所設立（現在に至る）	2021年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
2003年6月	ヤマハ株式会社社外監査役		

選任理由

長年にわたる裁判官および弁護士としての経験から法律に関する高度な専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めております。これらの豊富な知識・経験に基づき、当社社外監査役および当社社外取締役（監査等委員）を務め、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいております。公正中立な立場から当社経営の監督を強化することが期待できるため、監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。

- (注) 1. 住友化学工業株式会社は、2004年10月住友化学株式会社に商号を変更いたしました。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、三浦州夫を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 重森隆志および三浦州夫と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。取締役役に選任された場合、当社は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、各取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補することとしています。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況（率）	監査等委員会 出席状況（率）
1	みち ばた まもる 道 旗 守 再任	取締役（監査等委員（常勤））	13回中13回 (100%)	14回中14回 (100%)
2	かわ さき まさ し 川 崎 全 司 再任 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	13回中12回 (92%)	14回中13回 (93%)
3	きし がみ けい こ 岸 上 恵 子 再任 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	13回中13回 (100%)	14回中14回 (100%)
4	よし いけ ふ じ お 吉 池 富士夫 新任 社外 独立	—	—	—

候補者番号 | 1

みち ばた
道 箴 守 1959年3月28日生

再任



所有する当社株式数
5,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2008年6月 総務人事室部長（法務）
2016年6月 監査役（常勤）
2021年6月 取締役（監査等委員（常勤））（現在に至る）

選任理由

総務・企業法務の業務に従事した後、法務部門の責任者を務め、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンスを推進した実績を有しております。2016年に当社監査役（常勤）に就任して以来、企業法務分野における豊富な知識と経験を活かし、当社経営の監査に尽力してまいりました。当社グループ業務全般に精通し、当社経営の適切な監査・監督を行うことが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 2

かわ さき まさ し
川 崎 全 司 1949年7月21日生

再任

社外

独立



所有する当社株式数
0株

在任期間

社外取締役

8年

うち

社外取締役（監査等委員）

2年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 弁護士登録
菅生法律事務所勤務
1982年4月 川崎法律事務所開設（現在に至る）
2010年6月 田岡化学工業株式会社社外監査役
2015年6月 同社社外取締役
当社社外取締役
2016年6月 田岡化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）
2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

選任理由

長年にわたる弁護士としての経験から法律に関する高度な専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めた経験を有しております。これらの豊富な知識・経験に基づき、当社社外取締役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいております。公正中立な立場から当社経営の監査・監督を強化することが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 | 3

きし がみ けい こ
岸上 恵子 1957年1月28日生

再任 社外 独立



所有する当社株式数
0株

在任期間

社外取締役（監査等委員）
2年
社外監査役
1年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年10月	港監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2019年6月	EY新日本有限責任監査法人退職株式会社オカムラ社外監査役（現在に至る）
1989年8月	公認会計士登録	2020年6月	ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）社外取締役（監査委員）（現在に至る） 当社社外監査役
1997年12月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員	2021年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
2004年5月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員（シニアパートナー）	2023年3月	DIC株式会社社外監査役（現在に至る）
2018年9月	公益財団法人世界自然保護基金（WWF）ジャパン理事（現在に至る）		

選任理由

長年にわたる公認会計士としての経験から財務および会計ならびに監査業務に関する専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めております。これらの豊富な知識・経験に基づき、当社社外監査役および当社社外取締役（監査等委員）を務め、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいております。公正中立な立場から当社経営の監査・監督を強化することが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 | 4

よし いけ ふ じ お
吉池 富士夫 1953年1月15日生

新任 社外 独立



所有する当社株式数
0株

在任期間
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	東洋サッシ工業株式会社（現株式会社LIXIL）入社	2016年7月	飯田グループホールディングス株式会社執行役員
2009年10月	株式会社住生活サプライ（現株式会社LIXIL物流）代表取締役社長	2020年6月	株式会社吉池事務所代表取締役（現在に至る）
2011年4月	株式会社LIXIL常務執行役員購買・物流本部長	2021年6月	学校法人芝浦工業大学理事（現在に至る）
2013年10月	同社専務執行役員購買・物流本部長		
2014年4月	同社専務執行役員 Chief Global Procurement Officer(CGPO)		

選任理由

トステム株式会社（現株式会社LIXIL）において国内外の工場長・資材部門を担当する執行役員を務めた後、株式会社住生活サプライ（現株式会社LIXIL物流）代表取締役社長に就任しました。その後、株式会社LIXILにおいて専務執行役員を務め、グローバル購買を統括してまいりました。また、飯田グループホールディングス株式会社において、執行役員を務めました。このような経験を活かし、環境の変化を見通し、当社の経営戦略に反映させること、および公正中立な立場から当社経営の適切な監査・監督を行うことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、川崎全司および岸上恵子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 吉池富士夫は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 川崎全司および岸上恵子と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。川崎全司および岸上恵子が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、川崎全司および岸上恵子との上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 吉池富士夫が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、各取締役に被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補することとしています。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。

<ご参考1 取締役候補者の知識と経験（スキルマトリクス）>

当社は、取締役会が「持続的な成長」と「企業価値の向上」を牽引していくため、取締役候補者に、当社取締役選定基準を満たす人的資質と、高い経営能力（スキル）を兼ね備えた人物を指名することとしております。

また、取締役会が、当社の経営戦略・経営計画の策定・実行、将来課題への的確な対応を行っていくため、取締役会の全体として備えるべきスキル（知識・経験・能力）を以下のとおり選定しております。

スキル（知識・経験・能力）	スキルの選定理由
企業経営	取締役会の役割は、経営の重要な意思決定や経営陣の監督であり、この役割を担うためには、企業経営にかかる経験・実績を持つ取締役が必要であるため。
技術・研究開発	化学メーカーである当社が持続的に企業価値を向上させていくためには、既存製品の改良や、ユーザやマーケットの要望に応える新製品・新技術の開発が必要不可欠であり、技術・研究開発の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
法務・リスク管理	企業活動における適正の確保は経営の基盤であり、また、健全なリスクテイクの下で、企業価値の向上を図るためには、適切なリスクマネジメントが必要であり、法務・リスク管理の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
財務・会計	正確な財務報告により株主に適切な情報を開示することはもとより、財務基盤の確保により、安定的に企業活動を推進するためには、財務・会計の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
営業・事業	販売戦略・営業戦略を推進し、事業規模の拡大・収益性の向上のためには、化学品における営業・事業の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
サステナビリティ・ESG	当社が社会の一員として活動し、ステークホルダーの期待に応え、炭素循環社会実現などの気候問題への対応をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っていくためには、サステナビリティ・ESGの分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は、次のとおりであります。

氏名	属性	企業経営	技術・研究開発	法務・リスク管理	財務・会計	営業・事業	サステナビリティ・ESG
小川 育三	業務執行	●	●				●
濱谷 和弘	//	●				●	
村越 傑	//	●			●	●	
東矢 健宏	//	●				●	
町田 研一郎	//				●		
重森 隆志	非業務執行	●			●		
三浦 州夫	社外独立			●			
道旗 守 (監査等委員)	常勤監査			●			
川崎 全司 (監査等委員)	社外独立			●			
岸上 恵子 (監査等委員)	社外独立				●		●
吉池 富士夫 (監査等委員)	社外独立	●				●	

<ご参考2 社外取締役の独立性に関する基準>

当社では、以下①ないし⑨のいずれにも該当しない場合に、独立役員に指定できることとしています。

- ① 当社および当社グループ会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役員および従業員（名称の如何を問わず当社および当社グループ会社と雇用関係にある者））
- ② 当社の主要な顧客・取引先の業務執行者。主要な顧客・取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (ア) 当社に製品またはサービスを提供している取引先、または当社が製品またはサービスを提供している取引先のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度1年間の取引総額が、当社単体売上高の2%を超える者または当社への売上高が2%を超える者。
 - (イ) 当社が借入れを行っている金融機関のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における借入総額が、当社単体借入総額の2%を超える者。ただし、2%以下であっても、有価証券報告書、事業報告等の対外公表文書に借入先として記載している金融機関は主要取引先に含める。
- ③ 当社から役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度における当社からの役員報酬以外の報酬支払総額が1,000万円を超える者。
- ④ 当社と取引のあるコンサルティング・ファーム、税理士法人、法律事務所等の法人もしくは組合等の団体のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度における当社への売上高が2%もしくは1,000万円のいずれか高い方を超える団体に所属する者
- ⑤ 当社の株主のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有および間接保有の合算比率）である者またはその業務執行者
- ⑥ 当社が株式を保有している会社のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における当社の議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有および間接保有の合算比率）である者またはその業務執行者
- ⑦ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑧ 過去において上記①に該当していた者、ならびに前5年間に於いて上記②ないし⑦に該当していた者
- ⑨ 上記①ないし⑧のいずれかに該当する者の配偶者または2親等以内の親族

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において、年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値の向上に向けて、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額の範囲内にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額9,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、役員指名報酬委員会の審議を経て取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名、非業務執行取締役1名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名、非業務執行取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引

日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【割当契約の内容】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役(執行役員を含む、以下同じ。)は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の本割当株式の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限

期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、①当該対象取締役が、役務提供期間の満了前に、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を、正当な理由により、退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が、役務提供期間の満了後譲渡制限期間の満了前に、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を、正当な理由以外の理由により、退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数を合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の定めに従い、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、当社は、対象取締役が法令、社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当した場合には、譲渡制限が既に解除されたものを含めて、本割当株式の全部又は一部を無償で取得することができる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営陣幹部の報酬決定に関する方針

1 報酬決定方針について

(1) 基本的な考え方

- ① 取締役及び経営陣幹部（業務を統括する執行役員をいう。）の報酬制度は、業績目標の達成を動機付けるとともに、浮利を追うことなく長期的な企業価値向上の実現に資する

ものとする。

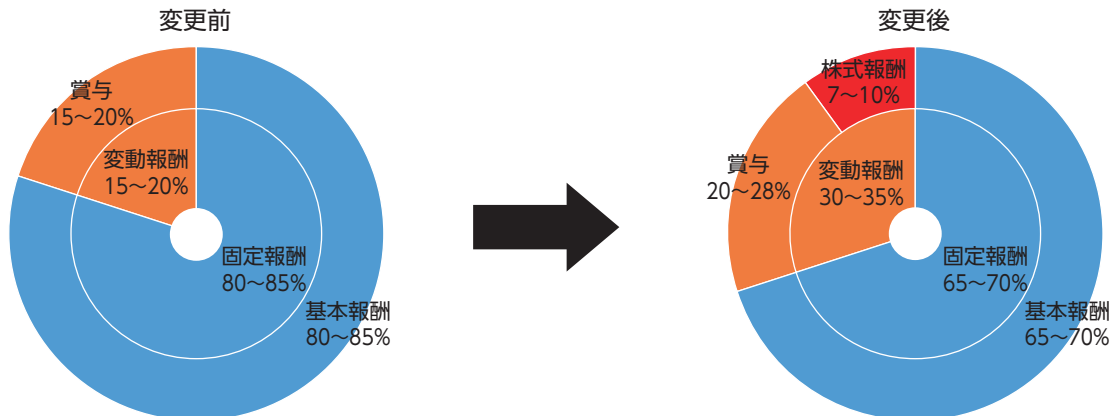
- ② 当社の事業規模や事業内容等を勘案するとともに、人材の確保・維持等の競争力のある水準とする。
- ③ 報酬水準の合理性は、客観的資料を用いて検証する。
- ④ 個別報酬額は、取締役及び執行役員の兼務の有無、執行役員の役位（社長、専務、常務、役なし等）、並びに独立の属性の有無に基づいて決定する。
- ⑤ 報酬の決定は、独立社外取締役がその構成の過半数を占める役員指名報酬委員会が関与することで、透明性と公正性を確保する。

(2) 報酬の構成

- ① 取締役及び経営陣幹部の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」並びに、業績に応じた変動報酬（業績連動報酬）としての「賞与」及び「株式報酬」で構成する。
- ② 業務を執行しない取締役は、経営の監視・監督の責務を担うことから、「基本報酬」のみとする。
- ③ 各年度の基本報酬及び業績連動報酬（「賞与」及び「株式報酬」）の割合は、当該年度の中期経営計画（2023年度～2025年度）最終年度の目標業績指標である120億円を達成した場合に、取締役及び執行役員の兼務の有無並びに執行役員の役位（以下、「役位等」という。）に応じて以下の範囲となるように設計する。

基本報酬：賞与：株式報酬＝65：28：7～70：20：10

※1株当たりの株価を2023年3月末日終値である4,325円で算定している。



(3) 基本報酬

- ① 「基本報酬」は、職務に対する基礎的な報酬として機能するように、役割や職責に応じた設計とする。
- ② 「基本報酬」は、毎月、現金で支給する。

(4) 業績連動報酬

- ① 「賞与」は、中期経営計画に定める業績達成の短期インセンティブとして、毎事業年度の連結業績に応じて変動する設計とし、毎年一定の時期（6月末を予定）に現金で支給する。
- ② 「株式報酬」は、株主との一層の価値共有の推進と会社の持続的な成長に向けた中長期インセンティブとなる設計とし、取締役会で定める時期に支給する。

2 各報酬要素の仕組み

(1) 基本報酬

- ① 基本報酬額は、任期中（1年間）は、固定とする。
- ② 当社の「会社の規模」（売上高、時価総額、従業員数）及び「収益力」（営業利益、ROE、D/Eレシオ）が変動した場合は、次期任期より額を変更する。

(2) 業績連動報酬・賞与（短期インセンティブ）

- ① 当該事業年度の連結営業利益が50億円以上であることを条件に支給し、賞与算出フォーミュラに基づいて決定する。

$$\text{賞与算出フォーミュラ：} \quad \boxed{\text{「業績指標」} \times \text{「係数」}}$$

- ② 「業績指標」は、毎事業年度の連結業績を反映させるため、当該事業年度の連結営業利益と金融収支の合算値とする。
- ③ 「係数」は、上記1(2)③の比率に基づき、各役位の賞与額（役位等に応じて定め、取締役を兼務する場合及び役位が上位ほど大きくなる）を算出し、当該賞与額を目標の120億円で除して設定する。
- ④ 賞与算出フォーミュラに基づいて決定された各人の賞与額の±10%の範囲内で、個別の職務成果を反映させることを可能とする。ただし、賞与額の総和は変えない。

(3) 業績連動報酬・株式報酬（中長期インセンティブ）

- ① 役位等別に定めた株数の譲渡制限付当社普通株式を支給する（ただし、当社は、当該株式価額に相当する金銭債権を支給し、取締役及び経営陣幹部は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとする）。
- ② 株数は、上記1(2)③の比率に基づき設定し、取締役兼務の場合及び上位の役位ほど大きくするよう設定する。
- ③ 当社が定める地位を退任するまでの間、保有を義務付ける。

3 取締役及び経営陣幹部の個別報酬の決定方法

- (1)取締役の報酬総額は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会決議（年額3億6千万円以内、うち社外取締役年額2千万円以内）の範囲内で決定する。
- (2)取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、2023年6月23日開催の第110回定時株主総会決議（年額9千万円以内）の範囲内で決定する。
- (3)当該事業年度における取締役の個別報酬額は、経営トップのリーダーシップの下で会社経営を執り行うため、取締役会決議により代表取締役社長に委任して決定する。
- (4)権限が適切に行使されるように、社長が、役員指名報酬委員会に対し、個別報酬額が上記報酬決定方針に照らして妥当であるか否かについて諮問を行い、同委員会より妥当である旨の答申を受けることを委任の条件とする。

以上

企業集団の現況に関する事項

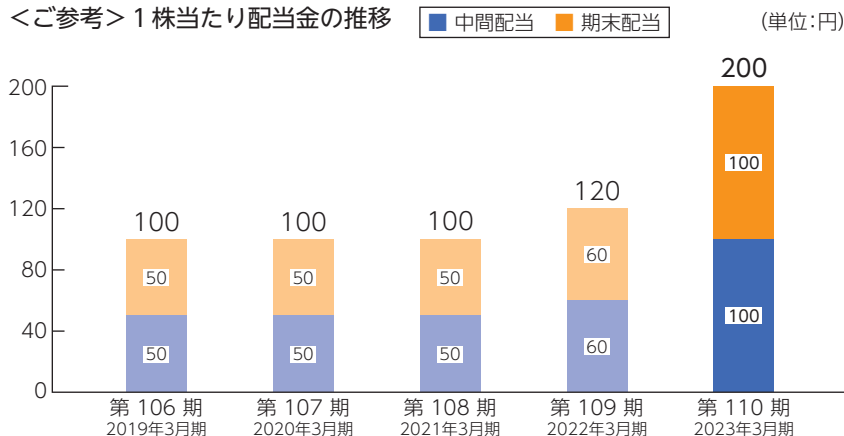
(1) 事業の経過およびその成果

当期の国内外の経済は、不安定な国際情勢を背景としたエネルギー価格および為替の大幅な変動の影響を受けましたが、ウィズコロナの下で、緩やかな持ち直しの動きが見られました。

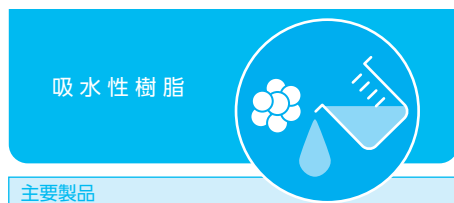
このような状況のもとで、当期の当社グループの売上高は1,430億4千1百万円（前期比23.8%増）、営業利益は104億5千4百万円（前期比29.5%増）、経常利益は109億2千9百万円（前期比22.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は85億9千2百万円（前期比45.7%増）となりました。また、1株当たり当期純利益は636.83円、ROEは10.4%となりました。

当社は、後記の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に記載のとおり、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、配当性向30%以上を基準に、安定的な配当の実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき前期60円から40円増配の100円として、実施させていただくことといたしました。これにより、中間配当(1株につき100円)を含めました当期の年間配当は1株につき200円（前期年間配当120円）となっております。

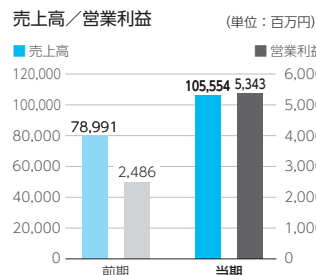
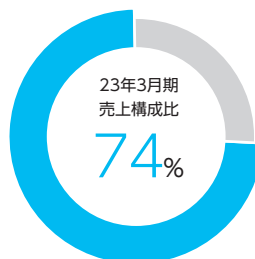
＜ご参考＞ 1株当たり配当金の推移



事業別の状況は、次のとおりであります。



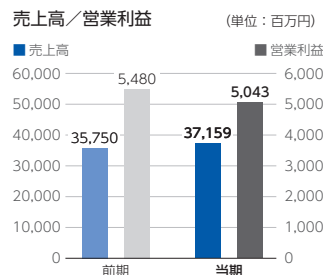
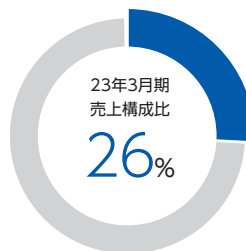
吸水性樹脂(紙おむつや生理用品などの衛生材料、ペットシート、ケーブル用止水材などの工業用材料)



当事業では、売上高は1,055億5千4百万円(前期比33.6%増)、営業利益は53億4千3百万円(前期比114.9%増)となりました。これは原燃料価格上昇分の販売価格への転嫁や為替の影響などによるものであります。



水溶性ポリマー、エマルジョン、微粒子ポリマー、医薬製品、機能製品、エレクトロニクスガス、標準ガス、工業薬品、医療用ガス、ケミカルガス、酸素・窒素・水素等のガス発生装置(PSA方式)など



当事業では、売上高は371億5千9百万円(前期比3.9%増)、営業利益は50億4千3百万円(前期比8.0%減)となりました。売上高はコスト上昇分の販売価格への転嫁や為替の影響などにより増収となりましたが、営業利益は年度後半の半導体市況の悪化によりエレクトロニクスガスの販売数量が減少したことや、原燃料価格の上昇などにより減益となりました。

当社グループは上記事業のほか、製造受託事業等を行っております。当事業では、売上高は3億2千6百万円(売上構成比0.2%)、営業利益は6千2百万円となりました。

なお、2022年6月24日付で機能化学品部門とガス部門を統合し、機能マテリアル部門とする機構改革を実施いたしました。よって、上記記載の当期の事業別の状況は吸水性樹脂事業および機能マテリアル事業に区分して説明しております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、生産設備の増強・改善のための投資を中心に67億6千7百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期に、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年度から2025年度までの中期経営計画において、「事業構造の強靱化」、「研究開発の結実」、「徹底した合理化」、「サステナビリティへの取り組み深化」に取り組むこととしております。

事業構造の強靱化

吸水性樹脂事業では、インドなどアジア市場を中心に需要の増加が続くと想定し、さらなる販売増加を実現するため、アジア地区で新しい製造設備の建設を計画しております。また、製造プロセスの合理化や高付加価値製品の開発と上市を推し進め、収益力を高めます。

機能マテリアル事業では、需要の成長が見込まれるエレクトロニクスガスの生産能力を増強するとともに、医療・生活関連分野においては販売シェアの維持、徹底した合理化、安全安定操業に注力してまいります。

研究開発の結実

吸水性樹脂事業では、これまで以上に環境・安全に配慮し、資材・廃棄物削減に資する新製品や化学品管理の動向に対応した新製品を開発します。また、消臭など用途に応じて求められる機能を付与することで、製品の高付加価値化に取り組みます。

機能マテリアル事業では、次世代半導体材料や新規リチウムイオン電池用電解液添加剤などの開発を加速します。

徹底した合理化

吸水性樹脂事業では、合理化プロジェクトで計画している原単位の改善や増産によるメリットを確実に発現させるとともに、CO2原単位削減にも貢献する製造プロセスの改善など、更なる合理化に取り組みます。機能マテリアル事業においても徹底的な合理化を実施します。

さらに、全社横断の生産性向上の取り組みとして、基幹業務システムの刷新による業務プロセスの改善、社内のベストプラクティスの他部署への展開、工場や研究所におけるデジタル技術の活用による業務の自動化・高速化などを推進します。

サステナビリティへの取り組み深化

当社グループは、「衛生・健康・QOL向上へのアクセス」、「エネルギーへのアクセス」、「インフラ改良と技術革新」、「持続可能な消費と生産」、「ジェンダー平等」、「カーボンニュートラル実現」の6項目のマテリアリティを設定しております。各項目の取り組み状況を定量的に把握するためのKPIを定め、その目標達成に向けて具体的な施策を実行してまいります。カーボンニュートラル実現に向けた取り組みとしては、当社グループが排出するGHGの削減や、社会全体のGHG排出削減に貢献する低濃度CO2分離回収や使用済SAPのリサイクルなどの技術開発を進めてまいります。

本計画では、最終年度である2025年度の業績目標を、売上高1,600億円、営業利益120億円、ROE8.5%としており、その前提条件は、為替レートが135円/米ドル、19.5円/人民元、国産ナフサ70,000円/KLであります。

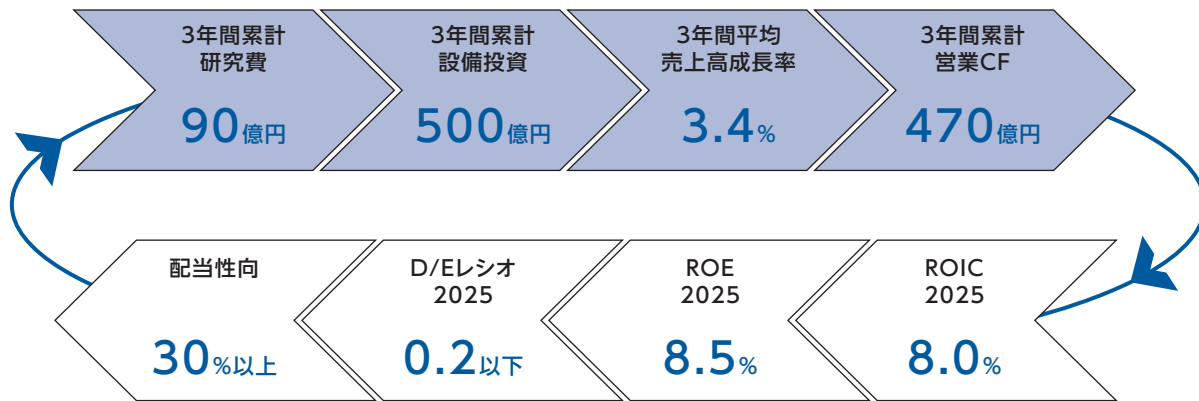
<2025年度 中期経営計画 業績目標>

(単位：億円)

事業部門別	2025年度 計画
吸水性樹脂	1,200
機能マテリアル	400
売上高	1,600
吸水性樹脂	75
機能マテリアル	45
営業利益	120
純利益	85
ROE	8.5%
円/人民元	19.5
円/米ドル	135.0
ナフサ価格 (円/KL)	70,000

企業価値の持続的な成長に向けて、本計画期間の研究費は90億円、設備投資は500億円を予定しております。業績目標を達成し、株主の皆様への安定的な利益還元を実施するとともに強固な財務基盤を維持してまいります。

企業価値の持続的な向上



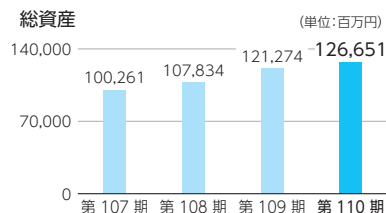
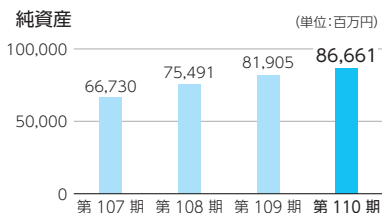
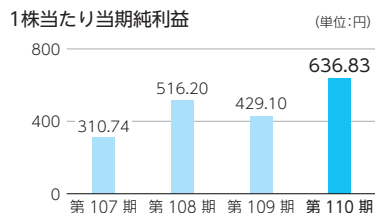
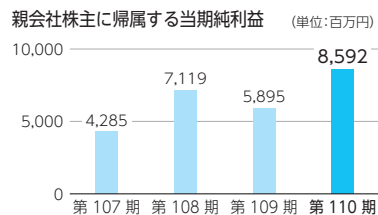
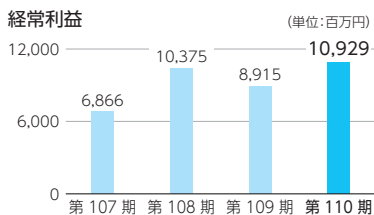
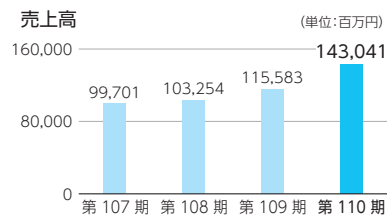
株主還元の充実・強固な財務基盤の維持

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第107期 (2020年3月期)	第108期 (2021年3月期)	第109期 (2022年3月期)	第110期 (2023年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	99,701	103,254	115,583	143,041
経常利益 (百万円)	6,866	10,375	8,915	10,929
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,285	7,119	5,895	8,592
1株当たり当期純利益	310円74銭	516円20銭	429円10銭	636円83銭
純資産 (百万円)	66,730	75,491	81,905	86,661
総資産 (百万円)	100,261	107,834	121,274	126,651



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第107期 (2020年3月期)	第108期 (2021年3月期)	第109期 (2022年3月期)	第110期 (2023年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	62,363	58,865	65,183	78,643
経常利益 (百万円)	5,592	6,743	5,752	6,760
当期純利益 (百万円)	3,835	3,718	3,256	5,544
1株当たり当期純利益	278円12銭	269円62銭	237円03銭	410円91銭
純資産 (百万円)	53,893	56,637	57,493	60,614
総資産 (百万円)	71,069	76,325	80,402	85,984

(注) 当期に、子会社であるスミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.に対し30,000千ユーロ (4,145百万円) の増資を実施したことにより、当社に対する債務保証損失引当金戻入額 2,367百万円を特別利益に計上しております。また、同社の株式に対する関係会社株式評価損 2,061百万円を特別損失に計上しております。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主 要 製 品
吸水性樹脂事業	吸水性樹脂 (紙おむつや生理用品などの衛生材料、ペットシート、ケーブル用止水材などの工業用材料)
機能マテリアル事業	水溶性ポリマー、エマルジョン、微粒子ポリマー、医薬製品、機能製品、エレクトロニクスガス、標準ガス、工業薬品、医療用ガス、ケミカルガス、酸素・窒素・水素等のガス発生装置 (PSA方式) など

(7) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪、東京
営 業 所	大阪、東京
工 場	別府工場 (兵庫)、姫路工場、千葉工場
研 究 所	開発研究所 (兵庫)、生産技術研究所 (兵庫)

② 重要な子会社

国内	セイカテクノサービス株式会社 (兵庫)
海外	ベルギー スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.
	韓国 スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド
	シンガポール スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド
	韓国 住精ケミカル株式会社
	中国 住精科技 (揚州) 有限公司
	中国 住友精化 (中国) 投資有限公司
	台湾 台湾住精科技 (股) 有限公司
	シンガポール スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド
アメリカ スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド	

(注) スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッドは、2023年4月1日に同じく当社の子会社であるスミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッドを吸収合併しております。

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,412名	+28名

(注) 企業集団外への出向者は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,035名	+11名	37.6歳	15.3年

(注) 出向者は除いております。

(9) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
	百万円
株式会社三井住友銀行	5,908
株式会社三菱UFJ銀行	2,475
農林中央金庫	1,524
三井住友信託銀行株式会社	1,087

(10) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	千ユーロ 94,885	100.00	吸水性樹脂・機能マテリアル製品等の製造・販売
スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	百万ウォン 97,500	100.00 (10.00)	吸水性樹脂の製造・販売
スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド	千シンガポールドル 34,410	100.00	吸水性樹脂の製造
住精ケミカル株式会社	百万ウォン 32,534	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
住精科技 (揚州) 有限公司	百万円 1,800	100.00	化学品の製造受託事業
住友精化 (中国) 投資有限公司	百万円 1,000	100.00	中国における住友精化グループの地域統括会社 吸水性樹脂・機能マテリアル製品等の販売
台湾住精科技 (股) 有限公司	百万台湾ドル 220	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド	千米ドル 800	100.00	吸水性樹脂の販売
セイカテクノサービス株式会社	百万円 50	100.00	各種サービス業務
スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド	千米ドル 300	100.00	機能マテリアル製品の販売

- (注) 1. スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.は2022年8月31日に30,000千ユーロ増資し、資本金は94,885千ユーロとなりました。
2. スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッドは、2023年4月1日に同じく当社の子会社であるスミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッドを吸収合併しております。
3. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社の議決権比率を内数で示しております。

会社役員に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	小川 育三	サステナビリティ推進統括
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	濱谷 和弘	総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長
取締役 (常務執行役員を兼務)	村越 傑	機能マテリアル部門統括、機能マテリアル事業部長
取締役 (常務執行役員を兼務)	東矢 健宏	吸水性樹脂部門統括
取締役 (常務執行役員を兼務)	町田 研一郎	経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長
取締役 (非業務執行)	重森 隆志	住友化学株式会社 専務執行役員
取締役	勝木 保美	勝木公認会計士事務所 公認会計士
取締役 (監査等委員 (常勤))	道 簀 守	
取締役 (監査等委員)	川崎 全司	川崎法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	三浦 州夫	河本・三浦法律事務所 弁護士、旭情報サービス株式会社 社外監査役、株式会社神戸製鋼所 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	岸上 恵子	公認会計士、株式会社オカムラ 社外監査役、公益財団法人世界自然保護基金 (WWF) ジャパン 理事、ソニーグループ株式会社 社外取締役 (監査委員)、DIC株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役重森隆志は、2023年3月31日付で住友化学株式会社専務執行役員を退任し、同年4月1日付で同社顧問に就任いたしました。
2. 取締役勝木保美、川崎全司、三浦州夫および岸上恵子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役 (監査等委員) の岸上恵子は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、重要な社内会議からの情報収集および内部監査部門との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 取締役勝木保美、川崎全司、三浦州夫および岸上恵子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

6. 当期中に取締役の担当を以下のとおり変更いたしました。

地位	氏名	担当	異動年月日
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	小川 育三	サステナビリティ推進、技術、知的財産統括から技術、知的財産統括を解任	2023年1月1日

7. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況
取締役 (常務執行役員を兼務)	宮本 哲也	機能化学品部門統括

(2022年6月24日付で任期満了により退任)

(ご参考) 執行役員(取締役兼務者を除く)は、次のとおりであります。(2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当
常務執行役員	重田 裕基	炭素循環社会実現統括
常務執行役員	梶本 弘信	セイカテクノサービス株式会社代表取締役社長
常務執行役員	上村 和久	生産技術、RC統括、AKプロジェクト担当、生産技術室長
常務執行役員	栗本 勲	技術、知的財産、研究統括、技術室長兼開発研究所長
執行役員	山口 聖	サステナビリティ推進担当、サステナビリティ推進室長
執行役員	小林 浩	住友精化(中国)投資有限公司董事長、総経理 住精高分子技術(上海)有限公司董事長、総経理 住精国際貿易(上海)有限公司董事長 住精科技(揚州)有限公司董事長
執行役員	前田 暢浩	技術担当
執行役員	青山 聡	吸水性樹脂事業部担当、吸水性樹脂事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である重森隆志、各社外取締役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、執行役員および子会社役員です。

② 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用について填補します。

③ 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

④ 役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置

犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(4) 取締役の員数および報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の総額	内 訳				
			月例固定報酬	ストックオプション	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	社内取締役および社外でない非業務執行取締役	7名	221	174	-	47	-
	社外取締役	1名	7	7	-	-	-
	合 計	8名	228	181	-	47	-
取締役 (監査等委員)	社内取締役	1名	21	21	-	-	-
	社外取締役	3名	21	21	-	-	-
	合 計	4名	43	43	-	-	-
合 計	12名	271	224	-	47	-	

- (注) 1. 報酬等の額には、当期に係る役員賞与引当金繰入額88百万円のうち、執行役員（取締役兼務者を除く。）に対する42百万円を除いた45百万円（取締役に對して45百万円）を含めております。
2. 上記には、2022年6月24日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでおります。
3. 2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において、株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は年額3億6千万円以内（うち社外取締役分は2千万円以内）、監査等委員である取締役の報酬総額は年額6千万円以内とすることを決議しております。なお、当該決議に係る会社役員の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）4名であります。

(5) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および経営陣幹部の報酬について

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および経営陣幹部の報酬決定の透明性と公正性を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として役員指名報酬委員会を設置しています。本委員会は、社長、人事担当取締役および3名の独立社外取締役で構成され、報酬制度や水準についての取締役会への助言や、取締役および経営陣幹部の個別報酬額についての審議を行っています。

取締役会は、役員指名報酬委員会からの助言を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および経営陣幹部の報酬の決定方針および方法を審議、決定しております。

当該方針の内容は以下のとおりです。

(ア)報酬決定方針について

- ・取締役および経営陣幹部（業務を統括する執行役員）の報酬は、基本報酬（月例固定報酬）および業績連動報酬（賞与）で構成する。ただし、業務を執行しない社外等の取締役は、経営の監視・監督の責務を担うことから、基本報酬のみを支給し、業績連動報酬

は支給しない。

- ・基本報酬は、会社の持続的成長のインセンティブとなるよう設計する。
- ・業績連動報酬は、中期経営目標達成のインセンティブとなるように、毎事業年度の連結業績を強く反映する。
- ・取締役および経営陣幹部の報酬水準については、当社の事業規模や事業内容等を勘案するとともに、人材の確保・維持等の競争力がある水準とする。

(イ)各報酬要素の仕組み

(i)基本報酬（月例固定報酬）

基本報酬は、上記の方針に基づいてその水準を決定する。

基本報酬額は、任期中での変更は行わない。他方で、当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させ、新たな任期において額を変更する。ポジションの変動は、「会社の規模」（売上高、時価総額、従業員数）および「収益力」（営業利益、ROE、D/Eレシオ）を基準に判断する。

個別支給額は、取締役および執行役員の兼務の有無、執行役員の役位（社長、専務、常務、役なし等）、および独立の属性の有無に基づいて決定する。

(ii)業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は現金報酬とし、当該事業年度の業績数値が一定額以上となったことを条件に、賞与算出フォーミュラ（業績指標×係数）に基づいて決定した支給額を、毎年一定の時期（6月末を予定）に支給する。

賞与算出フォーミュラに係る業績指標は、中期経営目標達成のインセンティブとするため、連結営業利益と金融収支の合算値を適用している。また、賞与算出フォーミュラの係数は、取締役兼務の有無、および執行役員の役位に応じて設定し、上位の役位ほど大きくなるよう設定している。なお、当該事業年度における業績指標の実績値は10,727百万円であった。

- (iii)基本報酬（月例固定報酬）と業績連動報酬（賞与）の割合
 中期経営計画（2020年度～2022年度）最終年度の連結業績目標（営業利益）80億円を達成した場合、業務執行を行う取締役および経営陣幹部の報酬に占める業績連動報酬（賞与）構成比が15～20%となるように賞与算出フォーミュラを設計する。

基本報酬 (月例固定報酬) 80～85%*	業績連動報酬 (賞与) 15～20%*
------------------------------------	----------------------------------

※中期経営計画最終年度目標達成時の業務執行を行う取締役および経営陣幹部の報酬の構成比率



以下の判断要素に基づき、当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させる。

判断要素	主な指標
会社の規模	売上高
	時価総額
	従業員数
収益力	営業利益
	ROE
	D/Eレシオ



賞与は以下の連結業績指標に基づく賞与算出フォーミュラで決定。

業績指標 ※1	連結営業利益+金融収支
算定式	業績指標×係数※2

※1 業績指標が一定以下の場合、賞与は不支給

※2 係数は上位の役位ほど大きくなるように設定

(ウ)取締役および経営陣幹部の個別報酬の決定方法

取締役の報酬総額は、株主総会決議（年額3億6千万円以内、うち社外取締役年額2千万円以内）※の範囲内で決定する。

取締役会は、役員指名報酬委員会からの助言を受け、役員報酬の決定方針および方法を審議、決定している。当該事業年度における取締役の個別報酬額は、経営トップのリーダーシップの下で会社経営を執り行うため、取締役会決議により代表取締役社長小川育三に委任して決定している。権限が適切に行使されるように、社長が、役員指名報酬委員会に対し、個別報酬額が上記報酬決定方針に照らして妥当であるか否かについて諮問を行い、同委員会より妥当である旨の答申を受けることを委任の条件としている。

なお、取締役の個別報酬額は、上記報酬決定方針に基づき算定した額とする旨の取締役会決議を行った上で、役員指名報酬委員会の審議を経て決定している。このことから、取締役会は、取締役の個別報酬額が当該方針に沿うものであると判断している。

※取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額につきましては、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会決議において決定しております。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビル11階大会議室

電話 06-6220-8508

交通のご案内

- 御堂筋線
淀屋橋駅
北改札 ⇒ 4号出口 } (徒歩3分)
中南改札 ⇒ 10号出口 }
- 京阪電車
大江橋駅 ⇒ 6号出口 (徒歩5分)
- 四つ橋線
肥後橋駅
北改札 ⇒ 1-A号出口 } (徒歩6分)
5-A号出口 }
1-B号出口 }



株主優待について

当社では、多くの株主様に、当社への理解を深めていただくとともに、当社株式を長期間にわたり保有していただくことを目的として、株主優待制度を設けております。

◇優待内容

100株（1単元）以上を半年以上継続保有の株主様（※）に対しQUOカード1,000円分

※「半年以上継続して」保有されているかどうかは、3月31日および9月30日現在で、株主名簿に同じ株主番号で2回以上連続して記載されていることをもって判断いたします。

第110回定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

第110期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

事業報告

社外役員に関する事項
会社の株式に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
計算書類に係る会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面から省略しております。

住友精化株式会社

社外役員に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、前記「会社役員に関する事項」中「(1) 取締役の氏名等」の「担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

社外取締役勝木保美ならびに社外取締役（監査等委員）川崎全司、三浦州夫および岸上恵子の各々の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の活動状況

区分	氏名	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	勝木保美	当期開催の取締役会に出席し（13回のうち13回）、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。 ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合
取締役 (監査等委員)	川崎全司	当期開催の取締役会および監査等委員会に出席し（取締役会13回のうち12回、監査等委員会14回のうち13回）、弁護士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。 ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合
取締役 (監査等委員)	三浦州夫	当期開催の取締役会および監査等委員会に出席し（取締役会13回のうち12回、監査等委員会14回のうち14回）、弁護士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。 ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合
取締役 (監査等委員)	岸上恵子	当期開催の取締役会および監査等委員会に出席し（取締役会13回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回）、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。 ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合

会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	40,000,000株
(2) 発行済株式の総数	13,972,970株
(3) 株主数	11,192名
(4) 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
住友化学株式会社	4,195	31.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,140	8.45
JP MORGAN CHASE BANK 385632	656	4.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	604	4.48
株式会社三井住友銀行	313	2.32
住友生命保険相互会社	310	2.30
三井住友信託銀行株式会社	270	2.00
多木化学株式会社	206	1.53
住友精化社員持株会	176	1.31
RE FUND 107-CLIENT AC	147	1.09

(注) 上記のほか当社所有の自己株式(481,007株)があります。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支払額
報酬等の額	46百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等を同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性、その職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関し重大な疑義が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任について株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、グループ企業理念の下で、業務が適正に行われることを確保するため、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において、以下の体制（内部統制システム）を決議しています。

この体制の下で、業務執行を行う社長および各担当取締役は、職務に応じて内部統制システムを具体的に整備・運用する責任を負い、内部統制委員会は、定期的にその状況のモニタリングを行っています。また、取締役会は、内部統制システムの運用状況の監督、および状況変化に応じて体制そのものを見直すことにより、内部統制システムの実効性の確保と向上を図っています。

(1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループの行動規範を定め、役職員がこれに従った行動をするように徹底する。
- ② 適正かつ効率的に業務遂行を行うための具体的な手順を定め、これに基づいて職務執行を行う。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、当社および当社グループにおけるコンプライアンスの推進および監督を行う。
- ④ 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反またはそのおそれがある行為について、当社および当社グループの役職員が社内外に設置された通報窓口へ直接通報することができる体制および環境を整備する。
- ⑤ 内部監査を担当する専任部署を設置し、当社および当社グループにおける業務遂行の監査を実施し、問題を発見した場合には改善を行う。
- ⑥ 反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を排除する。

■ 運用状況

- ① 当社は、住友精化グループ行動憲章、規程等のルールを制定し、これらに基づいて職務執行することにより、法令・定款への適合性を含めた業務の適正かつ効率化を図っています。また、これらのルールについては、適宜見直しを実施しています。当期間中におきましては、特に、住友精化グループ行動憲章を改定し、当社グループが人権尊重に関して取り組むべきこと（人権方針）を規定しました。
- ② 内部統制委員会およびリスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営陣および現場のレベルで、当社のコンプライアンス上の課題の抽出、対策の検討および実施状況の監督を実施し、当社のコンプライアンスの確保を図っています。取締役会は、内部統制委員会等からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社のコンプライアンス体制の運用を監督しています。
- ③ 不正やコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度を運用し、通報者の秘匿・保護・不利益な取扱いの禁止のルールの下で、当社および当社グループにおける役職員の業務執行の適正を担保しています。個別の内部通報の受理・対応状況については、客観的な適切性を確保するために、社外弁護士への報告とその評価を受けており、具体的な対応に問題がないことを確認しています。また、取締役会は、担当取締役からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社の内部通報の運用を監督しています。
- ④ 業務監査は、内部監査部によるものに加え、RC、品質管理、情報システム等の専門的な知識が必要な分野において、適宜適切な部署に監査業務を委任する体制をとっています。また、監査等委員会監査や内部監査の結果、改善が必要と認められる場合には、対象部署に対し改善措置を求めるとともに、改善措置の実施についてフォローアップ監査を定期的に行うことにより、業務の適正化を確実なものとしています。当期間中におきましては、新型コロナウイルス感染対策に配慮しつつ、実地監査に加え、Web会議システム等の方法も活用し、業務監査を実施しています。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

■ 体制

職務執行に係る情報は、管理規程を定め、この規程および法令に基づき、情報の性質および重要度に応じた保存および管理を行う。

■ 運用状況

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規程」、「経理規程」等に基づき、適切に保存し、管理しています。当期間中におきましては、業務効率化の観点から保存文書の電子化や、契約書における電子署名（いわゆる電子契約）の推進を実施しました。

(3) 当社および当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループにおける経営上のリスクの抽出、評価、対策を実施する。また、リスク委員会を設置し、当社および当社グループにおけるリスクマネジメントの推進および監督を実施する。
- ② 当社の経営上のリスクに関する情報を、取締役会等に適切に報告できるように、報告体制を整備する。
- ③ 災害、事故等の緊急事態時の手続きを定めた規程を定めるとともに、緊急事態発生時の被害を最小化できるように訓練等の対策を実施する。

■ 運用状況

- ① 内部統制委員会およびリスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営陣および現場のレベルで、当社のリスクの抽出、対策の検討および実施状況の監督を実施し、リスク管理を行っております。
- ② また、取締役会は、内部統制委員会等からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社のリスク管理体制の運用を監督しています。
- ③ さらに、「リスク・緊急事態規程」を定め、災害、事故等の際には緊急事態対策本部を速やかに設置し、対応する体制を整備するとともに、事故対策として工場事故模擬訓練を定期的を実施し、事業継続のためのプランの策定を進めています。
- ④ 当期間中におきましては、事業におけるITの重要性が高まっていることを踏まえて、グループ会社を含めたグローバルでのITシステムに係るマネジメント、セキュリティの強化のための規程、基準の見直しを実施しました。

(4) 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役が統括する各組織の権限および責任を明確に定めた規程を制定し、これに基づいた運営を行う。
- ② グループ全体の経営情報を容易かつ迅速に把握するため、ITシステムを整備し、経営の効率化を図る。

■ 運用状況

- ① 「事務章程」、「決裁規程（決裁基準表）」その他の規程を定め、権限の委譲と役割分担の明確化と、職務執行の効率化を図っています。なお、上記の2規程は、業務効率化の観点から、年に一度の見直しを実施することとしており、当期間中も実施済みです。
- ② また、効率的な会社経営を行うために基幹業務システムを導入し、経営状況に関する情報を適切に把握しています。当期間中におきましては、IT環境をさらに強化し、リモートワークやリモート会議を実効的に実施できるようにしました。

(5) 当社グループの取締役等に係る事項の当社への報告に関する体制

■ 体制

当社グループ各社から当社への報告に関する基準および手続きを定めた規程を定め、当該規程に基づき、報告を求める。当社グループ各社における経営上の重要事項については、付議基準を定め、これに基づき、当社取締役会等において審議する。

■ 運用状況

「グループ運営規程」を制定し、当社グループ各社から当社への報告に関する基準および手続を定めています。また、当社グループ各社における経営上の重要事項については、同規程に基づき、当社取締役会において審議し、決議しています。

(6) 監査等委員会の補助用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

■ 体制

補助使用人の設置およびその独立性の確保のための規程、補助使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する規程を定める。

■ 運用状況

「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」を定め、補助使用人の設置およびその独立性の確保、補助使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する体制を整備しています。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループの取締役および従業員は、監査等委員会から監査に必要な事項について報告を求められた場合または法令により報告が必要な場合は、速やかに、報告を実施する。
- ② 内部監査担当部が実施する内部監査の計画、実施の経過およびその結果について、監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会への報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを定めた規程を定める。

■ 運用状況

監査等委員会の要請に応じて、取締役および使用人が適宜報告し、また、内部監査部による業務監査の結果等についても報告しています。さらに、「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」において、監査等委員会への報告を理由として不利益な取扱いを行わないことを明確に定めています。

(8) 監査等委員の職務執行に生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

■ 体制

監査等委員の職務執行に係る費用について予算措置をとるとともに、適切な範囲内で負担する。

■ 運用状況

監査等委員の職務執行に係る調査費用、研修費用等は、予算措置をとるとともに、適切な範囲で負担しています。

(9) その他監査等委員会の監査の実効的な実施を確保するための体制

■ 体制

- ① 監査等委員は、社内重要会議への出席や、重要会議の議事録、決裁、契約書その他の監査等委員会の監査に必要な情報を閲覧できるものとする。
- ② 社長と監査等委員の定期的な意見交換のための会合を行う。

■ 運用状況

取締役会、役員連絡会、経営会議等の重要な会議への出席や、重要な決裁伺の供覧をルール化し、監査等委員会への報告に関する体制を整備しています。また、Web会議を活用して監査等委員・社外取締役と社長の会合を開催し、当社および当社グループの状況について意見交換を実施しています。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当に関しては、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、配当性向30%以上を基準に、安定的な配当の実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。また、内部留保につきましては、業績の向上と経営基盤の強化につながる生産体制拡充、コスト競争力の強化および市場ニーズに対応した製品の研究開発に投資してまいります。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	85,195	流動負債	38,354
現金及び預金	23,553	買掛金	19,157
受取手形	1,164	契約負債	226
売掛金	26,853	短期借入金	12,195
契約資産	567	リース債務	157
商品及び製品	23,157	未払法人税等	1,649
仕掛品	433	賞与引当金	911
原材料及び貯蔵品	4,749	役員賞与引当金	88
その他	4,730	その他	3,969
貸倒引当金	△13	固定負債	1,635
固定資産	41,456	リース債務	271
有形固定資産	34,528	繰延税金負債	313
建物及び構築物	14,039	退職給付に係る負債	1,050
機械装置及び運搬具	9,882	負債合計	39,990
リース資産	641	(純資産の部)	
土地	4,484	株主資本	78,959
建設仮勘定	3,802	資本金	9,698
その他	1,678	資本剰余金	7,552
無形固定資産	2,228	利益剰余金	62,916
ソフトウェア	314	自己株式	△1,208
ソフトウェア仮勘定	1,907	その他の包括利益累計額	7,702
その他	7	その他有価証券評価差額金	484
投資その他の資産	4,699	為替換算調整勘定	6,527
投資有価証券	941	退職給付に係る調整累計額	689
退職給付に係る資産	1,634		
繰延税金資産	154		
その他	1,979		
貸倒引当金	△10		
資産合計	126,651	純資産合計	86,661
		負債・純資産合計	126,651

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		143,041
売上原価		112,905
売上総利益		30,135
販売費及び一般管理費		19,680
営業利益		10,454
営業外収益		
受取利息及び配当金	558	
為替差益	44	
補助金収入	176	
その他	86	867
営業外費用		
支払利息	286	
損害賠償金	37	
その他	68	392
経常利益		10,929
特別利益		
投資有価証券売却益	429	429
特別損失		
固定資産除却損	109	109
税金等調整前当期純利益		11,249
法人税、住民税及び事業税	2,348	
法人税等調整額	275	2,624
当期純利益		8,624
非支配株主に帰属する当期純利益		32
親会社株主に帰属する当期純利益		8,592

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,698	7,539	56,483	△1,207	72,512
当期中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△2,158	—	△2,158
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	8,592	—	8,592
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	—	13	—	—	13
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期中の変動額合計	—	13	6,433	△0	6,446
当期末残高	9,698	7,552	62,916	△1,208	78,959

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	748	4,698	773	6,220	3,171	81,905
当期中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△2,158
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	8,592
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	—	—	—	—	—	13
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△263	1,829	△83	1,481	△3,171	△1,690
当期中の変動額合計	△263	1,829	△83	1,481	△3,171	4,756
当期末残高	484	6,527	689	7,702	—	86,661

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

12社

連結子会社の名称

スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.、スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド、スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド、住精ケミカル(株)、住精科技(揚州) 有限公司、台湾住精科技(股) 有限公司、住友精化(中国) 投資有限公司、スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド、住精国際貿易(上海) 有限公司、セイカテクノサービス(株)、住精高分子技術(上海) 有限公司、スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、住精科技(揚州) 有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用している。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

3. 会計方針に関する次に掲げる事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

仕掛品……………個別法による原価法

その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法

(上記はいずれも貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定している)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

主な耐用年数

建物及び構築物……………7～50年

機械装置及び運搬具……………3～8年

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいている。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識している。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは吸水性樹脂、機能マテリアル等の事業を展開しており、これらの製品等の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品等を引渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識している。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識している。

機能マテリアル事業における工事契約等の一部の履行義務については、製品または役務に対する支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合によるインプット法で測定している。

但し、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品などを控除し、重大な戻入れが発生しない可能性が高い範囲で認識している。また、対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っている。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっているため有効性評価は省略している。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理の方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としている。

(会計上の見積りに関する注記)

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りはない。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 102,483百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除されている国庫補助金による圧縮記帳額 440百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 13,972,970株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2022年5月12日開催の取締役会決議による配当
株式の種類 普通株式
配当金の総額 809百万円
1株当たり配当額 60.00円
基準日 2022年3月31日
効力発生日 2022年6月6日
2022年11月7日開催の取締役会決議による配当
株式の種類 普通株式
配当金の総額 1,349百万円
1株当たり配当額 100.00円
基準日 2022年9月30日
効力発生日 2022年12月5日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当連結会計年度中のものに関する事項

2023年5月12日開催の取締役会決議による配当

株式の種類	普通株式
配当金の原資	利益剰余金
配当金の総額	1,349百万円
1株当たり配当額	100.00円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月5日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクや発行体（取引先企業）の財務状況が悪化するリスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

営業債務である買掛金はすべて1年内の支払い期日である。

借入金の使途は運転資金（主として短期）である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。（注）を参照。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	923	923	—

(注) 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17

これらについては、「投資有価証券」には含めていない。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	923	—	—	923
資産計	923	—	—	923

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告事業			その他 (注)	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	吸水性 樹脂	機能 マテリアル	計				
日本	18,698	15,324	34,022	201	34,224	－	34,224
アジア	18,961	15,994	34,956	－	34,956	－	34,956
中国	36,411	1,725	38,136	125	38,261	－	38,261
欧州	9,758	2,962	12,721	－	12,721	－	12,721
北米	13,456	964	14,421	－	14,421	－	14,421
その他	8,268	186	8,455	－	8,455	－	8,455
顧客との契約から生じる 収益	105,554	37,159	142,714	326	143,041	－	143,041
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	105,554	37,159	142,714	326	143,041	－	143,041

	報告事業			その他 (注)	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	吸水性 樹脂	機能 マテリアル	計				
一時点で移転される財 及びサービス	105,554	36,271	141,826	326	142,152	－	142,152
一定の期間にわたり移転 される財及びサービス	－	888	888	－	888	－	888
顧客との契約から生じる 収益	105,554	37,159	142,714	326	143,041	－	143,041
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	105,554	37,159	142,714	326	143,041	－	143,041

(注)「その他」は、報告事業に含まれない事業であり、製造受託業等を含んでいる。

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する次に掲げる事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループは、契約資産は、進行中の工事契約の対価に対して認識しており、契約負債は、主に顧客からの前受金に対して認識している。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	26,561	28,018
契約資産	185	567
契約負債	188	226

顧客との契約から生じた債権は「受取手形」および「売掛金」にそれぞれ含まれている。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格および収益の認識が見込まれる時期は以下のとおりである。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はない。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	2,689
1年超	1,269
合計	3,959

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり当期純利益	636円83銭
1株当たり純資産額	6,423円22銭

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

計算書類 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,187	流動負債	24,068
現金及び預金	923	買掛金	13,646
売掛金	20,500	契約負債	46
契約資産	567	短期借入金	4,742
商品及び製品	11,242	リース債務	17
仕掛品	232	未払金	1,937
原材料及び貯蔵品	3,304	未払費用	433
前渡金	22	未払法人税等	1,185
前払費用	178	預り金	1,121
未収入金	929	賞与引当金	840
短期貸付金	1,942	役員賞与引当金	88
その他	2,344	その他	9
貸倒引当金	△0	固定負債	1,301
固定資産	43,796	退職給付引当金	1,209
有形固定資産	18,924	リース債務	92
建物	7,136	負債合計	25,370
構築物	2,167	(純資産の部)	
機械及び装置	4,521	株主資本	60,129
車両運搬具	9	資本金	9,698
工具、器具及び備品	1,249	資本剰余金	7,539
土地	3,147	資本準備金	7,539
リース資産	98	利益剰余金	44,100
建設仮勘定	593	利益準備金	773
無形固定資産	2,207	その他利益剰余金	43,327
ソフトウェア	294	固定資産圧縮積立金	30
ソフトウェア仮勘定	1,907	別途積立金	23,000
その他	5	繰越利益剰余金	20,297
投資その他の資産	22,664	自己株式	△1,208
投資有価証券	936	評価・換算差額等	484
関係会社株式	17,586	その他有価証券評価差額金	484
関係会社出資金	145		
長期貸付金	1,286		
長期前払費用	228		
前払年金費用	1,134		
繰延税金資産	1,244		
その他	177		
貸倒引当金	△73		
資産合計	85,984	純資産合計	60,614
		負債・純資産合計	85,984

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		78,643
売上原価		57,796
売上総利益		20,847
販売費及び一般管理費		14,706
営業利益		6,140
営業外収益		
受取利息	92	
受取配当金	60	
為替差益	387	
貸倒引当金戻入額	117	
その他	102	759
営業外費用		
支払利息	75	
廃棄物処理費用	37	
その他	26	139
経常利益		6,760
特別利益		
債務保証損失引当金戻入額	2,367	
投資有価証券売却益	429	2,796
特別損失		
固定資産除却損	106	
関係会社株式評価損	2,061	2,167
税引前当期純利益		7,388
法人税、住民税及び事業税	1,730	
法人税等調整額	114	1,844
当期純利益		5,544

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益 剰余金 (※)	利益 剰余金 合計				
当期首残高	9,698	7,539	773	39,942	40,715	△1,207	56,744	748	57,493
当期中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	△2,158	△2,158	-	△2,158	-	△2,158
当期純利益	-	-	-	5,544	5,544	-	5,544	-	5,544
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△0	△0	-	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	△263	△263
当期中の変動額合計	-	-	-	3,385	3,385	△0	3,384	△263	3,120
当期末残高	9,698	7,539	773	43,327	44,100	△1,208	60,129	484	60,614

(※) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	固定資産 圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	32	23,000	16,909	39,942
当期中の変動額				
剰余金の配当	-	-	△2,158	△2,158
固定資産圧縮積立金の 取崩	△2	-	2	-
当期純利益	-	-	5,544	5,544
当期中の変動額合計	△2	-	3,387	3,385
当期末残高	30	23,000	20,297	43,327

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券…………… 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) デリバティブ…………… 時価法

(3) 棚卸資産

- ① 仕掛品…………… 個別法による原価法
- ② その他の棚卸資産…………… 総平均法による原価法
(上記はいずれも貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定している)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定額法

- (リース資産を除く) 主な耐用年数
- | | |
|--------|-------|
| 建 物 | 8～50年 |
| 構 築 物 | 7～50年 |
| 機械及び装置 | 3～8年 |

(2) 無形固定資産…………… 定額法

- (リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上している。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上している。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準による。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。

- ・ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なる。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識している。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社は吸水性樹脂、機能マテリアル等の事業を展開しており、これらの製品等の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品等を引渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識している。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識している。

機能マテリアル事業における工事契約等の一部の履行義務については、製品または役務に対する支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合によるインプット法で測定している。

但し、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品などを控除し、重大な戻入れが発生しない可能性が高い範囲で認識している。また、対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっているため有効性評価は省略している。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理の方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。

(会計上の見積りに関する注記)

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りはない。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	72,004百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除されている国庫補助金による圧縮記帳額	440百万円
3. 下記会社の借入債務に対する債務保証額	百万円
スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	3,862 (26,500千ユーロ)
スミトモ セイカ ポリマーズ コリア	
カンパニー リミテッド	3,292 (32,000百万ウォン)
住精ケミカル(株)	298 (2,900百万ウォン)
計	7,453
4. 関係会社に対する短期金銭債権	6,756百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,171百万円
関係会社に対する短期金銭債務	3,404百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社に対する売上高	17,839百万円
関係会社からの仕入高	8,798百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	173百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式数	普通株式	481,007株
-----------------	------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		百万円
退職給付信託設定額		658
退職給付引当金		370
減損損失		318
投資有価証券評価損		110
関係会社株式評価損		2,846
関係会社出資金評価損		550
賞与引当金		257
棚卸資産評価損		88
未払事業税		84
研究開発機器費用処理額		14
その他		352
繰延税金資産 小計		5,651
評価性引当額		△3,534
繰延税金資産 合計		2,117
繰延税金負債		
退職給付信託設定益		△410
前払年金費用		△347
その他有価証券評価差額金		△101
固定資産圧縮積立金		△13
繰延税金負債 合計		△873
繰延税金資産の純額		1,244

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	住友化学(株)	直接 31.2 間接 0.1	製品・原料等の購入 役員の兼任	製品・原料等の購入 (注1)	7,590	買掛金	2,945

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

2. 子会社等

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	直接 100.0	製品の販売 債務保証	増資の引受 (注1) 債務保証 (注2)	4,145 3,862	— —	— —
子会社	住友精化 (中国) 投資有限公司	直接 100.0	製品の販売	製品の販売 (注3)	6,009	売掛金	2,116
子会社	スミトモ セイカ アジアパシフィック プライベート リミテッド	直接 100.0	製品の販売	製品の販売 (注3)	6,439	売掛金	1,240
子会社	スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	直接 90.0 間接 10.0	資金の貸付 債務保証	資金の貸付 (注4) 債務保証 (注5)	— 3,292	短期貸付金 —	1,942 —
子会社	住精ケミカル(株)	直接 100.0	債務保証	債務保証 (注6)	298	—	—
子会社	住精科技 (揚州) 有限公司	直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付 (注7)	—	長期貸付金	1,171

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.が行った増資を引き受けたものである。
- (注2) スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.の銀行借入 (期限1年) につき、債務保証を行ったものであり、市場金利を勘案して決定した債務保証料を受領している。また、増資に伴い当事業年度において、同社に対する債務保証損失引当金戻入額 2,367百万円を計上している。
- (注3) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定している。
- (注4) スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッドに対する貸付については、契約に基づき、市場金利を勘案して決定している。
- (注5) スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッドの銀行借入 (期限1年) につき、債務保証を行ったものであり、市場金利を勘案して決定した債務保証料を受領している。
- (注6) 住精ケミカル(株)の銀行借入 (期限1年) につき、債務保証を行ったものであり、市場金利を勘案して決定した債務保証料を受領している。
- (注7) 住精科技 (揚州) 有限公司に対する貸付については、契約に基づき、市場金利を勘案して決定している。また、63百万円の貸倒引当金を計上している。

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一である。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり当期純利益	410円91銭
1株当たり純資産額	4,492円60銭

(その他の注記)

関係会社株式評価損

連結子会社であるスミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.の財政状態等を考慮して、その株式につき評価損を特別損失として計上した。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野 広行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村 圭子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友精化株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野 広行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村 圭子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友精化株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築および運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

住友精化株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 道 籟 守

社外監査等委員 川崎全司

社外監査等委員 三浦州夫

社外監査等委員 岸上恵子

以上